

平成26年3月25日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成25年度3月期）

総務省は、平成25年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月25日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

29,835百万円

2 現金交付

平成26年3月27日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 板東理事官

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成25年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	707	647
2 青森	198	98
3 岩手	214	107
4 宮城	249	272
5 秋田	173	86
6 山形	213	107
7 福島	346	172
8 茨城	436	218
9 栃木	291	146
10 群馬	438	219
11 埼玉	929	623
12 千葉	692	457
13 東京	1,590	794
14 神奈川	731	1,012
15 新潟	272	261
16 富山	170	85
17 石川	177	89
18 福井	120	60
19 山梨	152	75
20 長野	362	179
21 岐阜	321	160
22 静岡	600	631
23 愛知	1,042	881
24 三重	284	143
25 滋賀	209	105
26 京都	255	315
27 大阪	982	977
28 兵庫	767	603
29 奈良	179	88
30 和歌山	150	75
31 鳥取	77	38
32 島根	107	53
33 岡山	283	296
34 広島	336	331
35 山口	216	108
36 徳島	137	68
37 香川	224	112
38 愛媛	220	110
39 高知	114	55
40 福岡	713	798
41 佐賀	202	101
42 長崎	206	103
43 熊本	213	234
44 大分	200	100
45 宮崎	264	131
46 鹿児島	311	155
47 沖縄	192	95
合計	17,266	12,569

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

